

和歌山県施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格の高騰の影響を受けやすい施設園芸農家に対して、高騰分の一部を支援し農家負担を軽減することで経営の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で支援金を交付することとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「事業実施主体」とは、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）であって次の（1）から（3）を全て満たす団体とする。

- (1) 支援対象農家が野菜、花き又は果樹の施設園芸を営む者であること
- (2) 支援対象農家が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工を含む。）の常時従業者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること
- (3) 次年度以降の国の施設園芸等燃油価格高騰対策に加入するよう努めること

2 この要綱において「支援対象農家」とは、次の（1）から（5）を全て満たす者とする。

- (1) 和歌山県内に居住し、県内で施設園芸を営む個人、又は県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人であること
- (2) 園芸用施設において、野菜・花き・果樹を生産し、それらを販売していること
- (3) 対象期間中の営農実態があること
- (4) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定版3）」について』（令和3年6月22日付け3生産第662号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定版3）」をいう。以下同じ。）を実践すること
- (5) 次年度以降の国の施設園芸等燃油価格高騰対策に加入するよう努めること

3 この要綱において「施設園芸セーフティネット構築事業」（以下「セーフティネット事業」という。）とは、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官通知）第3の1の（1）をいう。

(事業実施主体の承認及び支援対象農家変更の届出)

第3 本支援金の交付を受けようとする事業実施主体は、令和4年9月30日までに施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金事業実施主体承認申請書（別紙様式第1号）、支援対象農家一覧表（別紙様式第1号の1及び2）及び必要書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の内容が適切であると認められる場合には、これを承認し事業実施主体に通知するものとする。
- 3 前項の承認後、支援対象農家等に変更が生じた場合は、施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金事業支援対象農家等変更届出書（別紙様式第2号）、支援対象農家一覧表（別紙様式第1号の1及び2）及び必要書類を知事に提出するものとする。ただし、支援対象農家の追加にかかる変更は令和4年10月31日までとする。

（支援対象油種、支援対象数量及び支援対象期間）

第4 対象油種は施設園芸の用に供するA重油及び灯油（以下「施設園芸用燃油」という。）とし、対象数量は対象期間である令和4年11月1日から令和5年3月5日（ただし、支援対象農家が令和5年3月6日までに事業実施主体に納品証明が提出できるものに限る。）までに納品された数量（以下「購入数量」という。）とする。

（支援金の交付及び支援金の額）

第5 支援金の交付は、対象期間の各月ごとに当該月のA重油の全国平均価格（「農業物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）。小数第2位を四捨五入。）が発動基準価格（セーフティネット事業における発動基準価格を用いることとし、令和4事業年度の発動基準価格は81.6円/ℓ。）を上回った場合に行うものとする。

- 2 支援単価は施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第3の4の（1）及び（2）に基づき決定し、支援金の額は、各月ごとに下記により算出して得られた額の合計（合計後に小数第1位を切り捨てとする。）とする。なお、灯油の場合はA重油からの換算式（灯油価格＝A重油価格×1.06）により換算を行う。

支援金の額（円）：

当該月の施設園芸用燃油購入数量（ℓ）× 支援単価（円/ℓ）×1/4

支援単価（円/ℓ）：

当該月のA重油の全国平均価格（円/ℓ）－ 発動基準価格【81.6】（円/ℓ）

ただし、対象期間のうち令和5年1月から3月におけるA重油の全国平均価格については、令和4年11月及び12月のA重油の全国平均価格の平均価格（小数点第2位を四捨五入。）とする。

- 3 令和4事業年度のセーフティネット事業対象期間中の施設園芸用燃油価格の高騰分について、令和4年度中に国や国の財源をもとに自治体から支援を受ける場合は、当該期間における自己の積立金を除く補てん金及び支援金が燃油価格高騰分を超えないよう本支援金において調整するものとする。

（施設園芸用燃油購入数量の報告）

第6 事業実施主体は、次に定める期日までに施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金事業施設園芸用燃油購入数量報告書（別紙様式第3号）、燃油購入数量一覧表（別紙様式第3号の1及び2）及び必要書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 令和4年11月及び12月の購入数量の報告期限は令和5年2月10日
- (2) 令和5年1月から3月の購入数量の報告期限は令和5年3月10日
- 2 前項の報告を原則とするが、上記によりがたい場合は、施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金事業施設園芸用燃油購入数量報告書にかかる申出書（別紙様式第4号）を令和5年2月10日17時までに提出することにより前項（1）の報告を省略し、前項（2）で令和4年11月から令和5年3月の購入数量を報告することも可能とする。
- 3 前々項の提出があった場合、知事は支援金の額を算出する。なお、規則第4条の規定による交付の申請は規則第22条の規定により省略する。

（交付の決定及び通知）

- 第7 知事は、第6の3により算定した支援対象農家ごとの支援金の額の合計額を交付決定するものとし、事業実施主体に支援対象農家ごとの交付額（別紙様式第3号の1の1及び別紙様式第3号の2の1）を通知するものとする。
- 2 知事は、第5の1に基づく規則第7条の規定による決定の通知は、規則第22条の規定により省略する。

（交付の条件）

- 第8 規則第6条の規定により支援金の交付に付する条件は次のとおりとする。
- (1) 本事業の完了は事業実施主体から支援対象農家への支援金の支払いの完了をもって完了とする。事業実施主体は令和5年3月31日までに支援対象農家への支払いを完了しなければならない。
 - (2) 事業実施主体及び支援対象農家は、本支援金にかかる書類、その他支援対象農家が保管する証拠書類を、事業実施年度の翌年度から起算して5年間保管し、必要に応じて閲覧に応じ、提出しなければならない。

（支援金の交付請求書）

- 第9 規則第16条の規定による補助金交付請求書は、規則第22条の規定により省略する。

（支援金の交付）

- 第10 支援金の交付は、交付決定後速やかに行うこととする。

（事業実施主体から支援対象農家への支援金の支払い）

- 第11 事業実施主体から支援対象農家への支援金の支払いについては令和5年3月31日までにを行うものとし、振込手数料等が必要な場合は支援金から控除することができるものとする。

（実績報告）

- 第12 規則第13条に規定する実績報告の提出期限は令和5年3月31日とし、事業実施主体が支援対象農家に対して支援金を支払ったことが確認できる書類の写しを添付するものとする。

(額の確定)

第 13 規則第 14 条に定める額の確定は、実績報告の受理後、交付した支援金の合計額に対して行う。

(実施状況報告)

第 14 事業実施主体は、令和 5 年 11 月 30 日までに施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金事業実施状況報告書（別紙様式第 5 号）、実施状況一覧表（別紙様式第 5 号の 1 及び 2）及び支援対象者から燃油販売店に対する支払が確認できる書類を添付し知事に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第 15 知事は、事業実施主体及び支援対象農家が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された支援金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 本交付要綱に定める交付要件を満たさない場合
- (2) 虚偽または不正の手段により支援金の交付を受けた場合

(書類の提出)

第 16 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、電子メールによって、知事が定めた電子ファイルの形式で果樹園芸課へ提出することとする。

(その他)

第 17 この要綱に定めるもののほか、本支援金交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 20 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。